

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 21 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530068

研究課題名(和文)銀行取引に関連する刑事法の諸問題の研究

研究課題名(英文)Reserach on the criminal law problems in relation to banking services

研究代表者

橋爪 隆 (HASHIZUME, TAKASHI)

東京大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：70251436

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本件研究においては、銀行取引に関連する刑事法の諸問題について、理論的な検討を加えた。特に重要な問題として、たとえば振り込め詐欺の被害金の払戻行為など、銀行預金の払戻行為が、いかなる限度で財産犯を構成するかについて検討を加えた。その結果、銀行に対する財産犯の成立を認めるためには、払戻行為が銀行の意思に反していることに加えて、払戻行為によって銀行に何らかの実質的な法益侵害性が生ずることが必要であるとの結論を得た。

研究成果の概要(英文)：This project collected and analyzed cases on crimes in relation to banking services. Especially, important theme is crime against bank property in case of withdrawing of bank deposit. In conclusion, it is a necessary condition for crimes against bank property, but not a sufficient condition, that the withdrawing is against the intent of the bank itself.

研究分野：刑法

キーワード：刑法 刑事法

1. 研究開始当初の背景

銀行取引に関連する犯罪の成否については、従来の刑法解釈論においても、横領罪の成否を主たる関心として、預金された金銭の占有をめぐる活発な議論が行われてきた。さらに、誤振込があったことを知りながら預金を払い戻した事件に関する最高裁判例（最決平 15・3・12 刑集 57 巻 3 号 322 頁）を契機として、誤振込の場合の財産犯の成否について激しい論争が行われたことは周知の通りである。もっとも、この場合に銀行に対する詐欺罪の成立を肯定するということは、従来は、単に預金を保管しているだけのように理解されがちであった銀行固有の利益が（預金者や振込人の利益を超えて）刑法的保護に値する、という理解を前提にしていることになる。このような意味において、誤振込をめぐる問題は、銀行固有の利益の刑法的保護の限界という問題を顕在化させた、ということもできる。実際、銀行に預けられている金銭についても、銀行の事実的支配（占有）を否定することは困難であろう。もっとも、銀行の利益がそもそも、また、いかなる限度で刑法的保護に値するかについては、これまで十分な研究が蓄積されてきたとはいえない状況であった。本件研究はこのような問題意識に基づき、銀行取引における刑法的保護の在り方について理論的な検討を加えようとするものである。

このような理論的研究が現在、必要とされる背景としては、以下の 3 点を指摘することができる。

まず、(1)銀行取引に関する最近の民事判例の展開である。たとえば原因関係のない振込があった場合の処理について、上記平成 8 年判決は有効な預金債権の成立を認めているが、最近の最高裁判例（最判平 20・10・10 民集 62 巻 9 号 2361 頁）は、少なくとも一般論としては、受取人による払戻請求が権利濫用を構成する可能性を認めており、この理解が刑法解釈論にも一定の影響を及ぼす可能性がある。また、(2)銀行実務に関連する法制度の変化も重要である。たとえば預貯金者保護法、犯罪収益移転防止法、いわゆる振り込み詐欺救済法、資金決済法の制定、貸金業法の改正など、最近の銀行取引に関する立法の動きは、刑法の解釈論としても、銀行の利益の保護の在り方について一定の影響を及ぼす可能性がある。さらに、(3)銀行取引に関する新たな違法行為の登場については、当然ながら、解釈論的にも、立法論的にも十分な検討を加える必要性が高まっている。たとえば振り込み詐欺や電子マネーの不正取得、インターネットバンキングによる不正送金、あるいはこれらの準備的な行為（フィッシング、口座売買など）に関する理論的検討は、なお必ずしも十分とはいえず、金融実務の現状を踏まえた立法論的・解釈論的検討が求められている。

2. 研究の目的

本研究においては、まず、(1)銀行預金の払戻行為がいかなる限度で犯罪を構成しうるかについて、その具体的な基準を明らかにすることとした。たとえば振り込み詐欺など、犯罪による収益が振り込まれた預金口座からの払戻行為の評価などが重要な課題となる。この研究においては、預金者の認定や払戻請求権の存否に関する民事法上の議論、さらに口座解約や取引停止に関する銀行実務を踏まえつつ、具体的事例に即して検討を加えることにつとめた。また、(2)預金口座の開設、預金通帳の交付、預金の預入れ、融資の媒介など、銀行の受信業務に関連して問題となり得る犯罪の成否について、具体的事案に即して検討を加え、一定の解釈論的な結論を得ることとした。具体的には、一定の事実を秘した預金口座開設と詐欺罪の成立の限界、不法収益等隠匿罪・收受罪の成否などマネーロンダリングに関連する問題、浮貸しの罪、導入預金処罰など受信業務に関連しうる特別法の解釈などを検討課題とした。あわせて、改正犯罪収益移転防止法における金融機関の対応についても、検討を加えた。さらに、(3)電子マネーの不正取得、インターネットバンキング、ネットショッピング等の電子的資金移動・決済における不正行為について、その現状や法制度を正確に理解しつつ、電子計算機使用詐欺罪などの犯罪の成否について検討し、解釈論上の結論を得ることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究の研究目的を達成するための方法として、その問題意識・検討対象に応じて、(1)銀行預金の払戻行為の刑法的評価に関する検討、(2)銀行の受信業務に関連する犯罪の成否の研究、(3)電子的資金移動・決済手段に関連する刑法上の問題点の研究という 3 段階に分けて、本研究を実施した。それぞれの段階ごとに、民事法の議論状況や銀行実務の現状を理解しつつ、それを前提に刑事法上の問題点について検討を加えた。

具体的な研究手法としては、文献調査が中心となった。国内外の必要な文献資料を網羅的に収集した上で、それに基づいて文献調査を行った。また、最新の立法状況などについてはインターネット上の資料の収集に努めた。また、比較法の対象としては、特にドイツ刑法における財産犯罪の規定を中心的に検討対象とした。

これらの文献調査の成果を踏まえつつ、国内の研究者や実務家との意見交換の機会を持った。とりわけ日本刑法学会のワークショップの準備作業、学内の民商事法の研究者との意見交換などの機会が、問題状況を可視的にし、また、多角的な観点から検討を加える機会として、きわめて有益であった。

4. 研究成果

本件研究の主要な研究成果は、以下の通りである。

(1) 預金の払戻行為について、銀行等に対する窃盗罪、詐欺罪の成立を認めるためには、当然ながら、その占有移転が銀行の意思に反するものと評価されることが必要であり、その判断に際しては、法令、普通預金規定、契約などの内容が重要な判断資料となる。もっとも、財産犯は意思決定のみを保護する犯罪ではないから、犯罪の成立を認めるためには、さらに金融機関に実質的な法益侵害が発生する必要がある。具体的には、金融機関が何らかの法的なリスクを負う可能性があること、あるいは、法的なリスクがないとしても、銀行の経営上、重要な目的が達成できない具体的な危険性が要求されるべきである。もちろん、いかなる非経済的な目的が重要な目的と評価されるべきかについては、さらに具体化が必要である。

(2) 銀行預金を払い戻す権限を有する者が、権限濫用の意図で預金を払い戻す場合には、もっぱら(委託者に対する)横領罪が成立し、銀行に対する財産犯は成立しない、というのが従来の一般的な理解であった。しかし、銀行は権限濫用の取引において、法的なリスクを負う可能性があり、独自の法益侵害が生じうることから、具体的な事例によっては、銀行に対する窃盗罪、詐欺罪の成立を認める余地がある(むしろ業務上横領罪と窃盗罪・詐欺罪の罪数問題に帰着すると解すべきである)。

(3) 詐欺罪の成否について、近時の判例は、「交付の判断の基礎となる重要な事項」について事実を偽る行為が行われていれば、詐欺罪の成立を認めている(最決平成 22・7・29 刑集 64 巻 5 号 829 頁など)。このような理解からは、銀行にとって本人確認等の口座管理の適正さの保持、反社会的勢力との関係の排除などは、その重要な関心事といえるから、講座譲渡の意図を秘した口座開設行為、暴力団構成員であることを秘した口座開設行為等について、詐欺罪の成立を認めることは可能である。もっとも、欺罔行為を認めるためには、そもそも一定の行為態様が欺罔行為と評価される必要がある。具体的な事例の分析においては、そもそも、また、いかなる範囲で挙動が欺罔行為と評価されるかについても、検討が必要である。

(4) 窃盗罪の成立要件も、詐欺罪と平行に解する余地がある。すなわち、窃取は管理者の意思に反する占有移転として解されるのが一般であるが、何らかの意思に反する占有移転があれば直ちに窃盗罪の成立を認めるのではなく、占有者にとって「重要な事項」に関する意思決定を基準として、窃取の存否を決すべきである。そして、「重要な事項」か否かの判断については、詐欺罪と同様の観点から検討を加えることが可能である。いわゆるパチスロ遊戯をめぐる最高裁決

定(最決平成 19・4・13 刑集 61 巻 3 号 340 頁など)も、このような観点から理解する余地がある。

(5) 電子計算機使用詐欺罪における「虚偽の情報」の意義についても、当該業務が人間の判断を介在させずに、電子計算機によって処理されていることを考慮しつつ、電子計算機の事務処理にとって重要な事項を基準として「虚偽」性を判断すべきである。したがって、電磁的記録それ自体が偽変造されていない場合であっても、それがシステム管理者の意思に反する利用形態であれば、246 条の 2 後段における「虚偽の電磁的記録」に該当すると解する余地もある。もっとも、その具体的な判断基準については、さらに検討が必要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 7 件)

橋爪隆「窃盗罪における『窃取』の意義について」刑法雑誌 54 巻 2 号(2015 年)147 - 159 頁、査読なし

橋爪隆「クレジットカード不正使用に関する刑法上の諸問題」CCR4 号(2015 年)31 - 47 頁、査読なし

橋爪隆「ドイツにおけるクレジットカード犯罪関連規定」CCR 4 号(2015 年)153 - 167 頁、査読なし

橋爪隆「電子計算機使用詐欺罪における『虚偽』性の判断について」研修 768 号(2013 年)3 - 16 頁、査読なし

橋爪隆「銀行預金をめぐる刑法上の諸問題」刑事法ジャーナル 38 号(2013 年)4 - 11 頁、査読なし

橋爪隆「ネット取引と犯罪」法学教室 391 号(2013 年)88 - 96 頁、査読なし

橋爪隆「銀行取引をめぐる犯罪得」山口厚編著『経済刑法』(2012 年、商事法務)97 - 153 頁、査読なし

[学会発表](計 2 件)

橋爪隆「窃盗罪における『窃取』の意義について」日本刑法学会第 92 回大会(2014 年 5 月 17 日)の分科会「共同研究・財産犯の理論と課題」における報告、同志社大学今出川キャンパス(京都府京都市)

橋爪隆、上嶋一高、樋口亮介「ワークショップ・銀行預金をめぐる財産犯」日本刑法学会第 91 回大会(2013 年 5 月 26 日)におけるワークショップ 1(オーガナイザーおよび

報告を担当) 中央大学・多摩キャンパス(東京都八王子市)

6. 研究組織

(1)研究代表者

橋爪 隆 (HASHIZUME, TAKASHI)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号：70251436

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし